

Supported by  日本 THE NIPPON
財團 FOUNDATION

平成 27 年度
「船用品等に関する法令研究及び情報提供」
事業報告書

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

1. 事業目的

舶用機器や船用品の構造、性能要件は、IMO（国際海事機関）により採択された SOLAS 条約等に定められ、国内法令にその具体的な基準が定められている。本会としては、関係条約の改正等に隨時対処しているところであり、今後とも、IMO の条約改正作業や ISO（国際標準化機構）等国際的な規格化の動向を注視していくとともに、本会の調査研究成果を基準の改正等に反映させていくこととする。このため、本事業では、海事関連の条約や国際規格、国内関係法令の改正動向並びに舶用機器の製造、船用品の製造及び整備に必要な事項について調査研究を行ない、これらに関する情報、資料を会員等に提供するとともに、必要に応じて当会の調査研究成果を公表し、関係先に種々の提案を行なう。また、法令改正等に関する説明会を適宜開催し、会員企業の円滑な事業の推進に資する。

2. 事業の内容(計画)

- (1) 舶用機器及び船用品に関する関係条約、国内関係法令の改正等に係る調査研究を実施し、検査関係資料を取りまとめ、会員等に提供する。
- (2) 海外における船用品の実情調査並びに船用品の製造事業場及び整備事業場の品質管理の実情調査を実施するとともに、船用品の流通状況を実情調査し、情報を取りまとめ、会員に配布する。
- (3) 条約改正に伴う国内関係法令の改正等に関する会員からの要望調査の取りまとめや、対応策の検討を行う他、法令改正等に係る説明会を適宜開催する。
- (4) 当会の調査研究成果について適宜公表し、かつ、基準の改正等に役立てる等その有効利用を図る。

3. 事業の実施結果及び成果

3. 1 実施結果

本事業に係る委員会を2回開催して事業の実施要領を検討し、次のとおり事業を実施した。

- (1) 救命設備規則の新しいフレームワークの構築、救命艇装置の整備等に関する強制化等について、IMO の船舶設備小委員会 (SSE) 及び海上安全委員会 (MSC) における検討・審議にあたり、平成28年3月にロンドンにおいて開催された IMO の船舶設備小委員会 (SSE3) に有識者を派遣した。
- (2) 船舶安全法・海洋汚染防止法関係法・省令・告示の一部改正及び同改正に伴う関連通達等の改正の内容に関する情報、EU RO による相互承認問題の動向等を適宜速報する等、関係会員に対する情報提供を行った。
- (3) 法令改正説明会を次により広島市及び東京都において開催した。
演題は、船舶から排出される窒素酸化物 (NOx) に関する規制が段階的に強化され、本年1月からは一部の地域で3次規制が実施されるため、我が国における3次規制の導入と、国内内燃機関メーカーによる対応の状況について紹介することとした。

実施日	場 所	実 施 内 容
H28. 2. 2(火)	ホテルグランヴィア 広島 (広島市)	<p>(1) 「船舶設備規程等の一部改正について」 (講師：国土交通省海事局安全政策課)</p> <p>(2) 「海防法施行令の一部改正 (NOx 3次規制の導入 (平成27年9月1日施行)) 等について」 (講師：国土交通省海事局海洋・環境政策課)</p>
H28. 2. 8(月)	東海大学校友会館 (東京都千代田区)	<p>(3) 「低速船用ディーゼル機関における環境規制への対応状況について」 (講師：三井造船(株) 機械システム事業本部)</p> <p>(4) 「新潟原動機の IMO Tier III 対応技術 －LNG 燃料船 DF 開発－」 (講師：新潟原動機(株))</p> <p>(参加者数：広島会場 78名、東京会場 114名)</p>

(4) 「船用品に係る海外調査」として平成27年11月に会員等総勢7名で、オランダ及びデンマークの事業場等（ロッテルダムの Fuji Trading(Marine)B.V. 社、Norsafe Holland 社、Viking Life-Saving Equipment 社のロッテルダム事業所及びデンマーク・エスピアルの Viking Life-Saving Equipment 社本社）を訪問・視察した他、アムステルダムで開催された METS 展示会（船舶の安全設備やレジャー・ボート・ヨットの艤装品の展示会で、隔年開催）を視察した。



Norsafe Holland 社



Viking Life-Saving Equipment 社

3. 2 事業の成果

(1) 国際海事機関（IMO）等への情報提供に関しては、平成28年3月にロンドンにおいて開催

された IMO の船舶設備小委員会（SSE3）に有識者を派遣して、救命設備規則の新しいフレームワークの構築等に関する審議等において、わが国からの提案について説明を行った。また、救命艇装置の整備等に関する強制化については、強制化案が承認され、5月に開催される MSC96 に付議することとなった。その他、海外の関係者との情報交換を行った。

- (2) SOLAS 条約、MARPOL 条約等海事関連の国際条約や国内関係法令の改正等の動向については、IMO の各委員会等における審議の状況や国土交通省からの通達等を「品管時報」に掲載する等の方法により会員等に周知した。特に緊急性を要するものについては、メール等の方法により関係会員に速報した。
- (3) 法令改正説明会を広島市及び東京都で開催した。各会場とも関係事業者等の関心は高く、説明会は盛況裏に終了した。



「窒素酸化物（NOx）3次規制等に関するセミナー」の状況（広島会場）

- (4) 「船用品に関する海外調査」では、船用品の製造・整備における国際化の動向や事業展開等の情報を得ることができた。特に今回は来年度から日本市場への参入が想定されているバイキング社の本社及び整備事業場を中心に調査を実施したが、バイキング社の CEO 以下幹部とも率直な意見交換ができ、大変有意義な調査になった。さらに、バイキング社との打合せ結果は、平成28年度から開催を予定しているバイキング社製いかだの整備技術研修会の講習内容に反映することとなっている。